

出生時育児休業と育児休業の概要

	出生時育児休業 (育児休業とは別に取得可能)	育児休業
対象期間 取得可能日数	子の出生後 8 週間以内に 4 週間 (28日間) 取得可能	子が 3 歳 (非常勤職員の場合は 1 歳) に達する日まで
申出期間	休業を始めようとする 2 週間前まで	休業を始めようとする 1 ヶ月前まで
分割取得	2 回まで分割して取得可能 (初回の申出の際にまとめて申出ることが必要)	2 回まで分割して取得可能 (取得の際にそれぞれ申出る)
休業中の就業	職員が合意した範囲で休業中に就業することが可能 (就業日数等に上限あり)	原則就業不可